

1 名称

八国見山鳥獣保護区

2 区域

庄原市口和町宮内地内の県道新庄三次線と、大規模林道比和・新庄線との交点を基点とし、同所から県道新庄三次線を北へ進み造林作業道宮内池ノ奥線との交点に至り、同所から造林作業道宮内池ノ奥線を南に進み、大規模林道比和・新庄線との交点に至り、同所から大規模林道比和・新庄線を東に進み、基点に至る線に囲まれた区域

3 指定区分

森林鳥獣生息地

4 解除する理由

イノシシ及びニホンジカによる農作物被害が継続しているため、狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域に指定し、イノシシ及びニホンジカへの捕獲圧をかけながら、それ以外の鳥獣を保護することで、農作物被害の軽減と鳥獣保護の両立を図るため。

5 土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 196ha

ア 形態別内訳

林 野 196ha

農耕地 0ha

水 面 0ha

その他 0ha

イ 所有者別内訳

地方公共団体有地 13.5ha（市町村有地 13.5ha）

私有地 182.5ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全条例による地域 80.6ha

自然公園法による地域	ha	特別保護地区	ha
		特別地域	ha
		普通地域	ha

文化財保護法による地域 ha

砂 防 指 定 地 ha

森林法による地域（保安林） 46ha

急傾斜地崩壊危険地区 ha

6 現行の存続期間と解除予定年月日

(1) 現行の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

(2) 解除予定年月日

令和6年10月31日

# 八国見山鳥獣保護区解除区域図

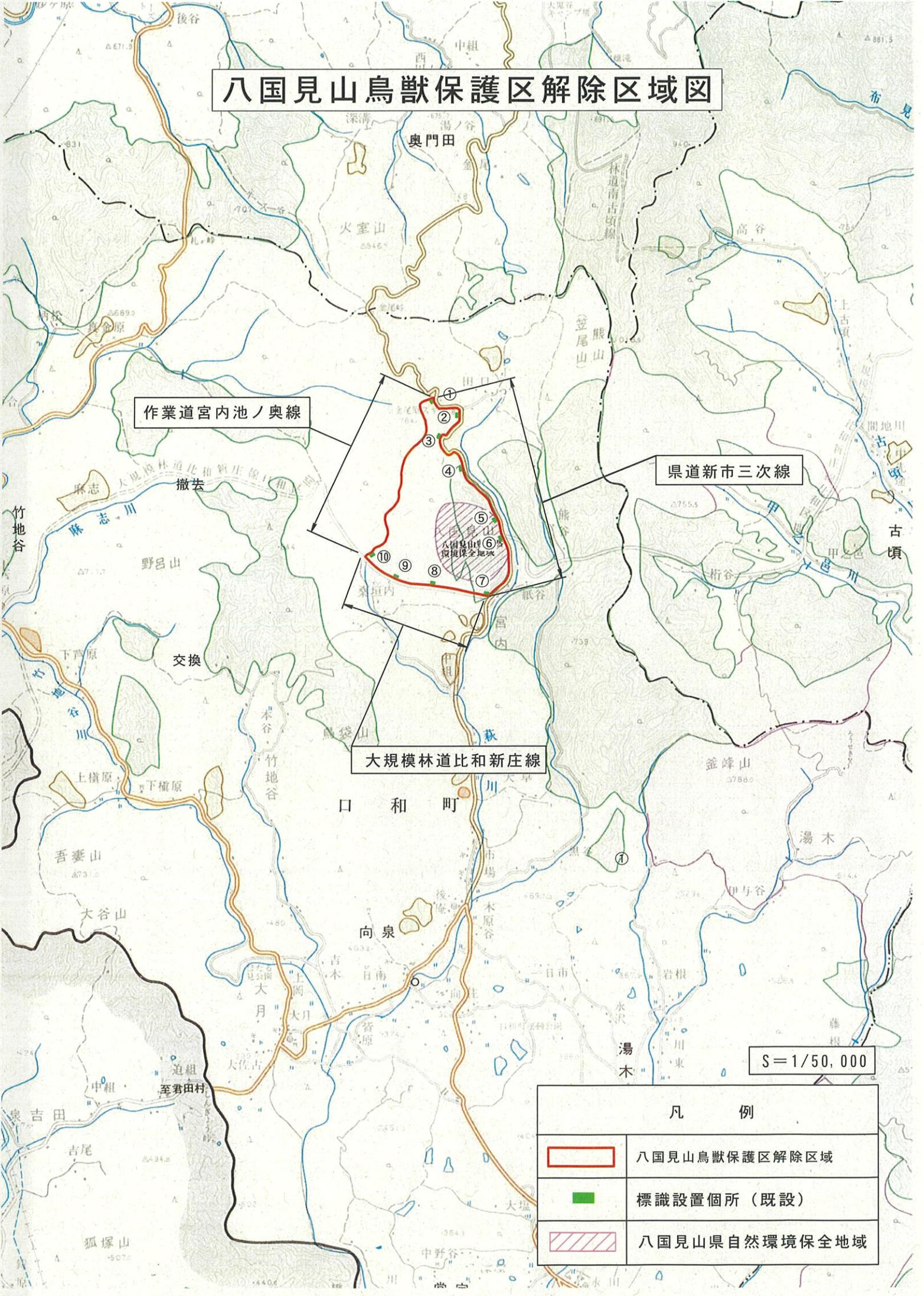
作業道宮内池ノ奥線

県道新市三次線

大規模林道比和新庄線

S = 1/50,000

凡 例	
	八国見山鳥獣保護区解除区域
	標識設置個所（既設）
	八国見山県自然環境保全地域



八 国 見 山

狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域

指 定 計 画 書

広 島 県

1 狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域（以下、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」という。）の概要

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称

八国見山狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域

(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域

庄原市口和町宮内地内の県道新庄三次線と、大規模林道比和・新庄線との交点を基点とし、同所から県道新庄三次線を北へ進み造林作業道宮内池ノ奥線との交点に至り、同所から造林作業道宮内池ノ奥線を南に進み、大規模林道比和・新庄線との交点に至り、同所から大規模林道比和・新庄線を東に進み、基点に至る線に囲まれた区域

(3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

2 指定の理由

当該区域は、アラカシ、シラカシなどの常緑広葉樹及びアカマツ、スギ、ヒノキなどの常緑針葉樹からなる天然性二次林で構成されており、また八国見山県自然環境保全地域と重複していることから、各種開発行為から守られた場所である。このことから、多種多様な生物の生息環境となっており、野生鳥獣の保護繁殖に適していることから、鳥獣保護区に指定されている。

しかしながら、近年イノシシ、ニホンジカによる農作物被害が収まらず、これらの積極的な捕獲を進めているものの、農作物被害額が増え続けている。そこで、当該区域を狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域に指定し、イノシシ及びニホンジカへの捕獲圧をかけながらそれ以外の鳥獣を保護することで、農作物被害の軽減と鳥獣保護の両立を図るものである。

3 指定する狩猟鳥獣捕獲禁止区域の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 196ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 196ha

農耕地 0ha

水 面 0ha

その他 0ha

イ 所有者別内訳

地方公共団体有地 13.5ha（市町村有地 13.5ha）

私有地 182.5ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全条例による地域 80.6ha

自然公園法による地域 ha 特別保護地区 ha

特別地域 ha

普通地域 ha

文化財保護法による地域 ha

砂防指定地	ha
森林法による地域（保安林）	46ha
急傾斜地崩壊危険地区	ha

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

八国見山自然環境保全地域を含み、大部分を森林が占めており野生鳥獣の生息環境としては良好である。

##### (2) 生息する鳥獣類

鳥類：ヤマドリ、キジ、カッコウ、ホトトギス、シジュウカラ、コガラ

獣類：イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、アナグマ

##### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

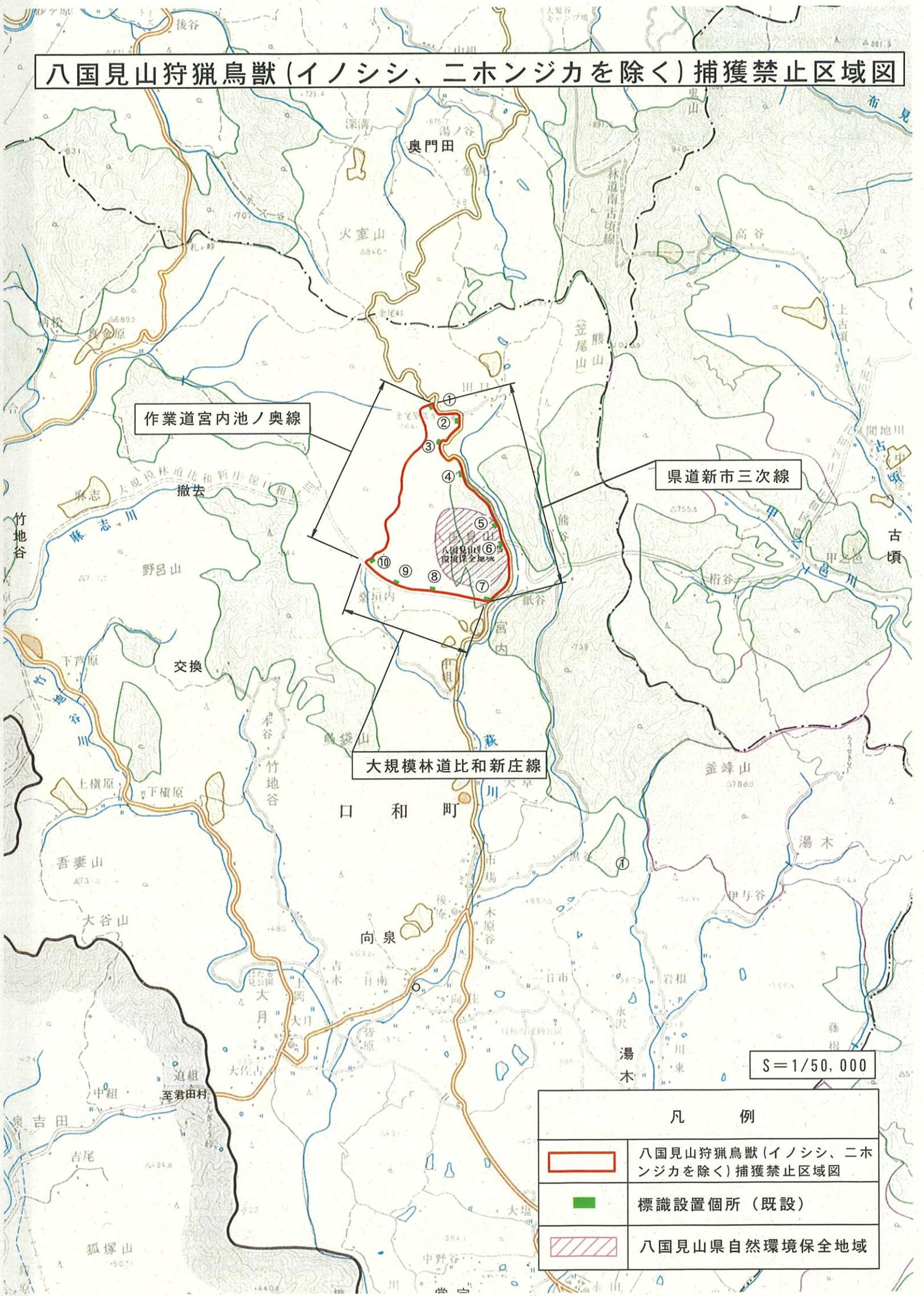
区域内及び周辺部では、イノシシ、ニホンジカによる農作物被害が著しいため、有害鳥獣捕獲と狩猟による効果的な管理が望まれる。

#### 5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の維持管理に関する事項

区域界を明示するために、制札を設置する。

{

# 八国見山狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く)捕獲禁止区域図



作業道宮内池ノ奥線

県道新市三次線

大規模林道比和新庄線

S = 1/50,000

凡 例	
	八国見山狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く)捕獲禁止区域図
	標識設置個所(既設)
	八国見山県自然環境保全地域